

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備 ねらい：大学の発展を見通しつつ、学術の進展や多様化する教育研究に対応した、高機能で快適な施設環境の整備を図る。 2) 総合的な省エネ対策の推進 ねらい：環境保全、経費削減の観点から、施設設備の活用に伴うエネルギー使用の削減に努める。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備に関する実施方策							
ア) 環境・施設委員会の体制・権限・機能を強化し、大学の発展を見通した中長期にわたるキャンパス整備計画の策定を行う。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） ○本学諸施設の整備、環境保全等に関する事項について審議、企画、実施する組織として、平成16年5月に「環境・施設委員会」を設置し、施設環境整備を推進した。 ○また、同委員会の下に設けた「施設整備計画専門部会」で検討の上、キャンパス整備計画（マスタープラン）を定めた。 同計画は、平成16年度に原案を作成し、その後、平成18年度に実施した教育研究組織の大幅な改組・再編に伴う修正を行った上、本学のアカデミック・プランと連動したフィジカル・ゾーニングを含め、本学の今後の施設のあり方を見通したものとして平成19年2月に定めた。 ○同計画の決定に至るまでの間は、その検討内容と整合をとりつつ、年度毎に施設整備事業計画を策定し、着実に施設整備を行った。	○キャンパス整備計画に基づき、年度毎の施設整備事業計画の策定を行うとともに、施設設備実態、施設活用状況などの基礎データを収集し、次期中期目標・中期計画に反映する。		

	<p>ア) キャンパス整備計画(マスタープラン)に基づき、平成20年度施設整備事業計画の策定を行う。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) ○キャンパス整備計画に基づき、平成20年度施設整備事業計画を策定した。同計画では、老朽建物の耐震改修に関する施設整備事業として、2号館南棟(建物機能改善含む)、11号館、12号館、10号館及び本部棟の改修計画を策定した。</p>		
<p>イ) 環境・施設委員会は、上記キャンパス整備計画を踏まえつつ、老朽建物の耐震改修工事計画、施設利用の見直しによる効率的なスペースの再配分、共用スペースの確保によるプロジェクト研究などへの重点配分、維持管理計画等、総合的な施設マネジメントを策定し、施設設備の效果的・効率的な使用と、着実な整備を推進する。</p>		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ○キャンパス整備計画を踏まえて総合的な施設のマネジメントを進め、施設設備の效果的・効率的な使用と、着実な整備を推進するため、「環境・施設委員会」において、以下の取組を行った。 ① 老朽建物の耐震改修に関する施設整備事業計画を毎年度策定の上、施設整備を行った。 ② 施設利用の実態調査に基づくスペースの再配分により確保した、概ね1,000㎡の共同利用スペースを活用して、平成18年度には、プロジェクト研究等へ重点的に配分するため、教育研究プロジェクトセンター棟と総合研究棟を整備した。 ③ 効果的な施設維持保全を図るため維持保全計画をまとめた上、施設点検パトロールを実施し、老朽化改善・学習環境改善のための施設整備を行った。</p>	<p>○引き続き、キャンパス整備計画に基づき、老朽化建物の耐震改修、プロジェクト研究のための共用スペースの整備等を推進するとともに、「施設基準面積の原則」に基づき、若手研究者等のスペース確保を目指す。</p>	
	<p>イ) キャンパス整備計画(マスタープラン)に基づき、引き続き老朽化建物の耐震改修、プロジェクト研究のための共用スペースの整備等の事業を実施する。</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況) ○キャンパス整備計画に基づく老朽建物の耐震改修に関する施設整備事業計画により、2号館北棟(機能改善含む)、6号館、7号館、東1号館を整備するとともに、利用スペースの再配置等を見直しを図り、プロジェクト研究のための共用スペースの整備等の事業を実施した。 ○加えて、限られた資源の有効活用を図り、公平公正の原則に則った施設利用を実現するため「施設基準面積の原則」を策定した。これは、若手研究者等のスペースを確保するため、助教、助手に対する研究室、実験室の措置を含め、教員研究室、実験室、ゼミ室などの用途別に、教員の職制毎、学生種毎に一人当たりの基準面積を定めたものである。</p>		
<p>ウ) 環境・施設委員会は、後述の安全管理センターと緊密な連携のもと、効果的な運用を図る。</p>		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ○「環境・施設委員会」と「安全管理センター」が連携して施設点検パトロールと作業環境状況などの安全に関するパトロールを実施し、</p>	<p>○引き続き、環境・施設委員会と安全管理センターが連携して安全パトロールと施</p>	

		<p>施設設備の効果的な運用を図るとともに、必要な安全対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に平成17年度には、アスベストの使用が確認された施設のうち、学生が使用する施設について緊急除去工事を実施し、残る施設についても平成18年度に除去を完了した。 	<p>設の点検パトロールを実施し、施設の効果的な運用を図るとともに施設設備の安全対策を推進する。</p>
	<p>ウ) 引き続き、安全パトロール及び施設の点検パトロールを実施し、安全対策に係る施設の改善を推進する。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設点検パトロールと作業環境状況などの安全に関するパトロールを実施した。その結果を踏まえ、危険度等から重要度を判定のうえ、転落防止手すりの設置、テニスコート表面の改修を実施した。 ○加えて、アスベスト含有物の基準改正により再測定を実施した。 	
<p>エ) 上記キャンパス整備計画は、平成16年度末を目途に策定する。</p>	<p>(上記ア、イ、ウの年度計画を実施する。)</p>	<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) (上記ア、イ、ウに係る各年度の計画を実施した。)</p> <p>(平成19年度の実施状況) (上記ア、イ、ウの年度計画を実施した。)</p>	
<p>2) 総合的な省エネ対策の推進に関する実施方策</p>			
<p>ア) 環境・施設委員会は、ISO14001の認証継続維持活動と連携して総合的な省エネ対策を検討し、省エネ活動の推進とエネルギー使用の削減のための具体的数値目標を計画し、公表する。</p>		<p>IV (平成16～18年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「環境・施設委員会」の下に、総合的な省エネ対策の検討、省エネ活動の推進、エネルギー使用の削減の具体的数値目標を設定するために、「エネルギー管理専門部会」を設置した。同部会では、平成16年度から平成18年度までのエネルギー削減目標として、毎年度1%（対平成14年度比）の削減を平成15年度に設定した。これを、環境マネジメントシステム実行計画書に掲げるとともに、大学ウェブサイトを通じて公表した。 ○平成17年度には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を策定し、ISO14001認証継続維持活動と連携して一層の省エネルギーを推進した。 ○これらの取り組みの結果、平成18年度末には、 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、ISO14001の認証継続維持活動と連動して総合的な省エネルギー活動を推進する。

			4.2%（対平成15年度比）の電気エネルギー使用量を削減した。		
	<p>ア) - 1 「エネルギー管理標準」に基づき、省エネルギーを更に推進するとともに、エネルギー管理専門部会において、省エネルギーの啓蒙活動を推進する。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) ○「エネルギー管理標準」に規定する省エネルギー推進組織である「エネルギー管理専門部会」により、夏季におけるクーラーの運転時間制限など季節変動を考慮したエネルギー管理の削減の実施の周知、水使用の節減ポスター及びエネルギー削減ポスター等の掲示などの啓蒙活動を行った。 ○省エネルギー啓蒙を推進するため、平成20年度からの省エネパトロールの実施を決定した。</p>		
	<p>ア) - 2 エネルギー使用の削減のための数値目標を見直し、公表する。</p>	III	<p>○ISO14001の更新審査に伴う環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しにより、電気使用量の削減に加え、ガス、白灯油及び水使用量の削減を基準年度（2006年度）比1%削減する目標を設定し、大学ウェブサイトを通じて公表した。</p>		
<p>イ) 上記の計画は、平成16年度内にとりまとめる。</p>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) (上記アに係る各年度の計画を実施した。)</p>		
	<p>(上記アの年度計画を実施する。)</p>		<p>(平成19年度の実施状況) (上記アの年度計画を実施した。)</p>		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	1) 安全管理体制の確立 ねらい：高度な教育研究活動を支障なく行い、安全な環境を確保するため、全学的な安全管理体制の確立と学生への安全教育を徹底する。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 安全管理体制の確立に関する実施方策							
ア) 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するための組織として、新たに「安全管理センター」を設置する。 i) 労働安全衛生法等を踏まえた施設・設備面での管理を徹底し、定期的な点検・改善を行う。 ii) 危機管理マニュアルを作成し、危機管理の徹底を図る。 iii) 安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の安全衛生管理意識の向上を図る。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ○本学の職員、学生の健康及び安全に関する事項について審議、企画、実施し、統括する組織として、平成16年6月に「安全管理センター」を設置し、総合的に安全管理対策を推進した。 ① 労働安全衛生法等を踏まえ、定期自主検査、作業環境測定等の実施について年度毎に「安全衛生管理活動計画」を策定した。その計画に基づき、作業環境状況などの安全に関するパトロールを実施し、避難口（通路）の確保、実験設備への安全な電源供給、整理整頓等の改善指導を行い、「安全衛生委員会」に報告した。 ② 危機管理の充実を図るため、「危機管理規則」、「危機管理指針」、「危機対応マニュアル」を制定した。また災害時における備蓄物品の整備を行った。 ③ 有機・無機廃液の処理、化学物質・高圧ガス・液体窒素等の管理、防毒マスクの講習を開催した。また、安全衛生管理意識の向上を図るため、防災訓練を実施し	○引き続き、労働安全衛生法に基づく施設設備の点検を実施するとともに、環境・施設委員会と連携して、施設設備の改善を図る。 ○防災訓練等の結果を検証し、必要に応じて「危機管理の手引」、「安全の手引」の充実を図る。 ○安全衛生に関する講習会等を実施し構成員及び学生の安全衛生管理意識の向上を図る。		

	<p>ア) - 1 引き続き、労働安全衛生法に基づき、施設、設備の点検を実施し、必要に応じ、環境・施設委員会と連携して、施設、設備の改善を推進する。</p> <p>ア) - 2 引き続き、総合防災訓練及び安全衛生に関する講習会を実施し、安全意識の向上を図る。</p> <p>ア) - 3 防災訓練の結果を検証し、火災時における危機管理マニュアルの充実を図る。</p>	<p>た。</p> <p>III (平成19年度の実施状況) ○「安全衛生委員会」と施設管理担当者により、全学的に作業環境状況の安全パトロールと施設の点検パトロールをそれぞれ実施し、老朽化等により危険施設箇所の確認を行い改善した。また、室内の整理整頓及び高圧ガスボンベ保管状況等について改善指導を行った。 ○「環境・施設委員会」と連携して、夜間における安全確保のため構内道路面照度測定を行い、低照度箇所の外灯等を改善した。</p> <p>III ○安全意識の向上を図るため、教職員・学生231名が参加して総合防災訓練（平成19年10月10日）を実施した。また、有機廃液及び無機廃液の処理についての講習、化学物質・高圧ガス・液体窒素等の管理についての講習、防毒マスクの取り扱い講習（平成19年4月27日、5月14日）を実施した。この講習には4年次生以上の学生及び新任の教員合わせて693名が参加した。 ○さらに、安全衛生委員会において、心の健康管理の一環として教職員対象にメンタルヘルスクエア講演会（平成19年11月27日）を開催し衛生管理意識の向上を図った。この講習は教職員45名が受講した。</p> <p>III ○防災訓練の結果を検証し、「危機管理の手引き」に火災発生時の対応及び非常時用備蓄物品の管理運用体制などを加えた。</p>		
<p>イ) 安全管理センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。</p>	<p>(上記アの年度計画を実施する。)</p>	<p>III (平成16~18年度の実施状況概略) (上記アに係る各年度の計画を実施した。)</p> <p>(平成19年度の実施状況) (上記アの年度計画を実施した。)</p>		
<p>ウ) 上記センターは、平成16年度に設置し、順次活動を進める。</p>	<p>(上記イの年度計画を実施する。)</p>	<p>III (平成16~18年度の実施状況概略) (上記イに係る各年度の計画を実施した。)</p> <p>(平成19年度の実施状況) (上記イの年度計画を実施した。)</p>		
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営
③ 環境問題への取組みに関する目標

中期目標	1) 全学的な環境問題への取組み ねらい：本学の教育研究上の長期ビジョンとも深くかかわる課題である環境汚染防止と地球環境の継続的改善という視野から、学生の積極的な参画を促し、継続的に環境負荷低減活動を全学的に推進する。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
3 環境問題への取組みに関する目標を達成するための措置 1) 全学的な環境問題への取組みに関する実施方策							
ア) 環境管理責任者の指揮の下に、環境・施設委員会、環境科学センターを中心に、ISO14001認証の継続維持活動を全学的に進める。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） ○学生を含む全学を対象に、全国の理工系大学に先駆けて平成15年度に取得したISO14001認証の継続維持活動を、環境管理責任者（学長）の指揮の下、「環境・施設委員会」と「環境科学センター」を中心に行った。	○引き続き、環境管理責任者の指揮の下、ISO14001認証の継続維持活動を通して、全学的な環境問題への取り組みを推進する。		
ア) ISO14001継続維持活動の検証を踏まえ、環境マネジメントシステム及び環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図り、ISO14001認証の継続更新を行う。 ※中期計画イ)ウ)に関連		III		（平成19年度の実施状況） ○環境負荷低減のための環境マネジメントシステムと環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図った上、全学的に運用し、平成19年9月にISO14001の更新審査に合格した。			
イ) 平成15年度に全学取得したISO認証を、平成16年度以降確実に継続維持充実させる。		III		（平成16～18年度の実施状況概略） ○環境負荷低減のための環境マネジメントシステムを全学的に運用し、ISO14001認証を継続維持した。この間、ISO14001の規格改訂と平成18年度に実施した大幅な教育研究組織の改組・再編への対応を行った。	○引き続き、ISO14001認証の継続維持活動を通して、全学的な環境問題への取り組みを推進するとともに、環境負荷低減のための設備機器等の改善に計画的に取組		

	<p>イ) - 1 ISO14001継続維持活動の検証を踏まえ、環境マネジメントシステム及び環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図り、ISO14001認証の継続更新を行う。 ※中期計画ア) ウ) に関連</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) ○環境負荷低減のための環境マネジメントシステムと環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図った上、全学的に運用し、平成19年9月にISO14001の更新審査に合格した。</p>	<p>む。</p>	
	<p>イ) - 2 環境負荷低減のため、設備の改善に関する年次計画を立案する。 ※中期計画ウ) に関連</p>	<p>III ○平成20年度施設整備事業計画において、環境負荷低減のための設備の改善に関する計画を策定した。 ○また、平成18年度に策定した同計画により、2号館などの建物整備とあわせて環境負荷低減のための設備の改善を実施した。 ○その他、キャンパス教育研究環境改善として行った講義室、課外活動施設、便所等改修工事の機会にも環境負荷低減のための設備改善を実施した。</p>		
<p>ウ) 環境科学センターの体制を整備し、上記の認証継続維持活動を充実させる。</p>	<p>ウ) - 1 ISO14001継続維持活動の検証を踏まえ、環境マネジメントシステム及び環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図り、ISO14001認証の継続更新を行う。 ※中期計画ア) イ) に関連</p> <p>ウ) - 2 環境負荷低減のため、設備の改善に関する年次計画を立案する。 ※中期計画イ) に関連</p>	<p>III (平成16~18年度の実施状況概略) ○ISO14001の認証継続活動において「環境科学センター」が、全学の中心的な役割を担い、環境マネジメントの指導、環境教育・研修・講演会を行った。</p> <p>III (平成19年度の実施状況) ○環境負荷低減のための環境マネジメントシステムと環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図ったうえ、全学的に運用し、平成19年9月にISO14001の更新審査に合格した。 ○環境マネジメントプログラムに係る教育研修等、ISO14001の認証継続活動において中心的な役割を担う「環境科学センター」に、専任教員(准教授)を配置した。</p> <p>III ○平成20年度施設整備事業計画において、環境負荷低減のための設備の改善に関する計画を策定した。 ○また、平成18年度に策定した同計画により、2号館などの建物整備とあわせて環境負荷低減のための設備の改善を実施した。 ○その他、キャンパス教育研究環境改善として行った講義室、課外活動施設、便所等改修工事の機会にも環境負荷低減のための設備改善を実施した。</p>	<p>○引き続き、「環境科学センター」が中心的な役割を担いつつ、ISO14001認証の継続維持活動を推進する。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営
 ④ 他大学との連携協力の強化に関する目標

中期 目 標	1) 教育研究開発能力（コア・コンピテンス）の向上と他大学との幅広い連携協力 ねらい：これまで述べてきた目標を達成し、期待される成果を挙げるためには、国内外の大学や研究機関と緊密に連携し、提携関係、協力関係を樹立していくことが重要である。 しかしながら、かかる提携・協力関係を実りあるものとするためにも、本学が他大学等に積極的に貢献し得る教育研究のコアの確立と開発能力を確実なものとしていくことが何よりも重要である。 なお、上記視点を踏まえつつ、大学再編・統合について検討を継続していく。
--------------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェット	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
4 他大学との連携協力の強化に関する目標を達成するための措置 1) 教育研究開発能力（コア・コンピテンス）の向上と他大学との幅広い連携協力に関する実施方策							
ア) 京都府立大学、京都教育大学をはじめとする近隣の大学への授業公開等による単位互換の充実とともに、「大学コンソーシアム京都」が実施する学生交流や共同事業への積極的な参加を図る。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ○教育の幅を広げるため、「京都府立大学」、「京都教育大学」、「同志社大学」及び工科系12大学と、それぞれ単位互換を実施した。 ○「大学コンソーシアム京都」が提供する科目を活用するとともに、同コンソーシアムのプラザ科目を提供した。 ○本学、「京都府立医科大学」及び「京都府立大学」との3大学間で締結した、連携に関する包括協定（平成18年10月20日締結）に基づき、教養教育の共同実施を目指した単位互換事業の平成19年度開始を決定した。	○教育の幅を広げるため、各大学等との単位互換を引き続き、実施するとともに、「大学コンソーシアム京都」が提供する科目の活用及び同プラザ科目の提供を引き続き実施する。		
ア) - 1 大学コンソーシアム京都の単位互換の積極的な活用とプラザ科目の提供を引き続き実施する。また、京都府立大学、京都教育大学、同志社大学及び工科系12大学との単位互換事業を引き続き実施す		III		(平成19年度の実施状況) ○「大学コンソーシアム京都」が提供するインターンシッププログラムに25名が参加した。 ○同コンソーシアムとの単位互換協定に基づき、本学学生84名が他大学提供科目を受講した。			

	<p>る。</p> <p>-----</p> <p>ア) - 2 平成18年度に締結した京都工芸繊維大学、京都府立医科大学及び京都府立大学の連携に関する包括協定に基づき、教養教育に係る授業科目の単位互換事業を開始する。</p>	<p>○同コンソーシアムのプラザ科目として「環境と高分子」(受講者2名)、「実践ユニバーサルデザイン」(受講者40名)、「虫を知り、虫と共生する」(受講者69名)、「ヒューマンインタフェース」(受講者0名)を提供した。</p> <p>○「京都府立大学」、「京都教育大学」、「同志社大学」及び工科系12大学との間による単位互換を引き続き実施し、次のとおり各大学間で学生の派遣及び受入れを行った。 (派遣、受入状況)</p> <table border="0"> <tr><td>本学→京都府立大学</td><td>1名</td></tr> <tr><td>京都府立大学→本学</td><td>48名</td></tr> <tr><td>京都教育大学→本学</td><td>1名</td></tr> <tr><td>本学→同志社大学</td><td>1名</td></tr> <tr><td>同志社大学→本学</td><td>2名</td></tr> <tr><td>工科系12大学→本学</td><td>1名</td></tr> </table> <p>-----</p> <p>III ○「3大学教養教育に係る単位互換実施要領」(平成18年12月20日制定)に基づき、教養教育の共同化を目指した単位互換事業を開始した。本学からは7科目、京都府立医科大学からは10科目、京都府立大学からは21科目を提供した。 (派遣、受入状況)</p> <table border="0"> <tr><td>本学→京都府立医科大学</td><td>1名</td></tr> <tr><td>本学→京都府立大学</td><td>30名</td></tr> <tr><td>京都府立大学→本学</td><td>1名</td></tr> <tr><td>京都府立医科大学→京都府立大学</td><td>2名</td></tr> <tr><td>京都府立大学→京都府立医科大学</td><td>2名</td></tr> </table>	本学→京都府立大学	1名	京都府立大学→本学	48名	京都教育大学→本学	1名	本学→同志社大学	1名	同志社大学→本学	2名	工科系12大学→本学	1名	本学→京都府立医科大学	1名	本学→京都府立大学	30名	京都府立大学→本学	1名	京都府立医科大学→京都府立大学	2名	京都府立大学→京都府立医科大学	2名	
本学→京都府立大学	1名																								
京都府立大学→本学	48名																								
京都教育大学→本学	1名																								
本学→同志社大学	1名																								
同志社大学→本学	2名																								
工科系12大学→本学	1名																								
本学→京都府立医科大学	1名																								
本学→京都府立大学	30名																								
京都府立大学→本学	1名																								
京都府立医科大学→京都府立大学	2名																								
京都府立大学→京都府立医科大学	2名																								
<p>イ) 近隣の大学や医・工科系大学等との研究交流、共同研究事業をより組織的に展開する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>○本学及び「京都府立医科大学」、「京都府立大学」の3大学間の連携協力について協議を進め、平成17年11月に教養教育、専門教育、研究等の3つの部会を置く「3大学連携推進協議会」を設置した。</p> <p>○同協議会での検討を踏まえ、教育に関しては、教養教育共同化に向けた単位互換事業を平成19年度から実施することを決定した。また、「京都府立医科大学」が平成18年4月に設置した「医科学専攻(修士課程)」において、医用工学・医用材料学分野で協力した。</p> <p>○また、研究に関しては、平成17年12月に、「第1回3大学連携フォーラム」を開催し、3大学間の研究者交流を進めた。このフォーラムの開催を契機に一部の研究グループ間において共同研究が開始されるとともに、国のプロジェクト研究へ共同して応募するなどの具体的な連携協力も生まれている。</p>	<p>○京都府立の2大学と本学による3大学包括協定に基づき、異分野融合・学際領域の拡大を目指した積極的な研究協力を推進するため、引き続き、3大学各研究者の交流を促進し、共同研究を推進する。</p>																						

		<p>○平成18年度には、これらの実績を踏まえ、3大学間における連携の基本的な考え方をまとめた包括協定を締結し、より一層、連携を深め、3大学がそれぞれ個性を発揮しつつ、教育研究内容の充実を図ることとした。</p>		
	<p>イ) 前述の包括協定に基づき、異分野融合・学際領域の拡大を目指した積極的な研究協力を推進するため、3大学連携フォーラム等の開催により3大学各研究者の交流を促進し、共同研究を推進する。</p>	<p>IV (平成19年度の実施状況) ○本学及び「京都府立医科大学」、「京都府立大学」の3大学間での共同研究等の促進を目指し、それぞれの大学の教員、研究者、大学院生等が一堂に会して情報交換等を行う「第3回3大学連携フォーラム」を平成19年12月に開催した。 ○さらに、平成20年度から開始する「昆虫バイオメディカル教育プログラム開発事業」について、本学及び京都府立の2大学が連携して実施することを決定した。</p>		
<p>ウ) 人事事務システム、財務会計システム、資産管理事務システム等について、各国立大学法人共通システムの構築等、事務情報化に関する連携を継続する。</p>		<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) ○国立大学法人化に伴い発足した人事給与統合システム (UPDS) 及び財務会計システム (GLOVIA) ユーザー連絡会に参加した。 ○同連絡会では、各システムの課題改善等について、加盟大学が一体となって、それぞれのベンダーに対して要望を出し、システムの機能改善を実現した。主な改善内容としては、人事給与総合システムでは、人件費シミュレーションの機能追加が行われ、また、財務会計システムでは、データ入力時に予算執行状況や残額等を把握する機能追加が行われた。</p>	<p>○引き続き、人事給与統合システム (UPDS) 及び財務会計システム (GLOVIA) のユーザー連絡会を通じて、各ベンダーに対し、より一層の機能向上や効果的な運用に向けた要望を行う。</p>	
	<p>ウ) 各システムの機能向上や効果的な運用を図るため、引き続き人事事務システム及び財務会計システムのユーザ会へ積極的に参加する。</p>	<p>III (平成19年度の実施状況) ○人事給与統合システム (UPDS) 及び財務会計システム (GLOVIA) のユーザー連絡会に参加し、他大学等と連携して各システムの機能向上や効果的な運用等に関する要望をとりまとめ、同連絡会を通じて各ベンダーに要望した。UPDSユーザー連絡会からの要望では、主に人事院勧告への対応に呼応したシステムの修正をはじめ、14項目の機能改善が行われた。また、GLOVIAユーザー連絡会からの要望では、Windows Vista対応や物品請求システムでの予算差引簿照会機能の追加がなされる等、24項目の機能改善が行われた。</p>		
<p>エ) 上記措置については、大学戦略室等作業部会を中心に総合的な方策を検討し、平成16年度より着手可能な</p>		<p>III (平成16～18年度の実施状況概略) (上記ア、イ、ウに係る各年度の計画を実施した。)</p>		

ものから順次実施する。	(上記ア、イ、ウの年度計画を実施する。)		(平成19年度の実施状況) (上記ア、イ、ウの年度計画を実施した。)			
			ウェイト小計			
			ウェイト総計			

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

- ① 学生・教員のニーズに対応した施設・環境の整備
 本学では、法人化前に、「学部教育（授業等）内容を改善するためのアンケート調査」や、「教養・基礎教育に関するアンケート調査」、「学部専門教育の質的向上を図るためのアンケート調査」などを実施の上、学生等からの要望に基づき、講義室にエアコンを設置するなどの対応を進めてきたが、法人化を契機に設置した「環境・施設委員会」において、大学キャンパスのより良い環境・施設整備の参考とするため、平成16年6～7月に全学学生及び教職員、約4,850名を対象に施設満足度調査を実施した。本調査では、建物、空間のデザインや、安全性・信頼性、校舎環境、インフラ等の満足度について5段階の評価を受けてユーザーのニーズを把握した。
 調査結果では、省資源対策の活動等については高い評価を得たが、防犯対策、教育研究施設や生活支援関連施設のハード面で不満が多いことが判明したことから、附属図書館の改修や便所改修など、学生・教員のニーズに対応した施設・環境の整備を順次進めた。
 また、同委員会では、平成16年5月にキャンパスアメニティ向上に向け、教職員のほか学生にも参加を求めた設計競技を実施した。なお、最優秀作品については、平成19年度に整備した「プラザKIT」として実現した。
- ② 京都府立の2大学との連携
 本学が掲げる目標を達成し、期待される成果を挙げるためには、他大学等と緊密に連携し、提携関係や、協力関係を樹立していくことが重要であることから、「京都大学」、「京都教育大学」をはじめ近隣大学との連携協力を積極的に模索し、平成17年2月に本学、「京都府立医科大学」及び「京都府立大学」との3大学間で連携協力の協議を開始した。平成17年11月には、「3大学連携推進協議会」を設置して協議を進め、平成18年10月に、相互の大学が緊密に連携を図りながら教育及び研究内容を充実させるとともに、地域や社会に一層の貢献を行うことを目的とした包括協定を3大学間で締結した。包括協定には、3大学による教養教育の共同実施、総合的な教育の実現を目指した単位互換の推進、大学院連携の構築、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究協力の推進、3大学による総合的な地域連携・地域貢献の展開を目標に掲げている。
- ③ 宮崎大学との連携
 生物遺伝資源の研究や応用に必要とされる専門的技術のみならず、社会に対し、安全・安心を提供するうえで必要な生物多様性に関わる法規等の実務にも精通した遺伝資源技術者を養成するためのモデルカリキュラムの開発を行う「遺伝資源専門技術者養成モデルカリキュラム開発事業」を平成18年度から開始した。

【平成19事業年度】

- ① 京都府立の2大学との連携
 本学及び京都府立の2大学による、教養教育の共同化を目指した単位互換事業を開始した。本学からは、7科目を提供した。
 また、医工連携による教育として、平成19年4月に京都府立医科大学が医学研究科に設置した医工連携の修士課程「医科学専攻」に、本学から2名、京都府立大学から1名の教員が参画している。また、3大学が連携して実施する「昆虫バイオメディカル教育プログラム開発事業」の平成20年度開始を決定した。
 さらに、3大学間での共同研究等の促進を目指し、それぞれの大学の教員、研究者、大学院生等が一堂に会して情報交換等を行う「第3回3大学連携フォーラム」を平成19年12月に開催した。
- ② 宮崎大学との連携
 「遺伝資源専門技術者養成モデルカリキュラム開発事業」により、遺伝資源キュレーター育成プログラムを実施した。平成19年度は、「動物遺伝資源学実習及び演習」、「植物遺伝資源学実習及び演習」などを本学と宮崎大学でそれぞれ開講し、2年間のプログラムを修了した第1期生（本学大学院生6名、宮崎大学大学院生3名）に同プログラム修了の認定証を交付した。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

- 施設マネジメント等が適切に行われているか。
 国立大学法人化を契機に、諸施設の整備及び環境保全に関する事項について審議、企画、実施する体制整備として、平成16年5月に「環境・施設委員会」を設置した。同委員会の下には、「施設整備計画専門部会」、「エネルギー管理専門部会」、「環境専門委員会」及び「環境監査専門委員会」の4つの部会を設置し、これらの部会が互いに連携を取りつつ、以下の活動を行った。
- ① キャンパスマスタープランの策定
 「環境・施設委員会」において検討を進め、キャンパス整備計画（キャンパスマスタープラン）の策定を平成17年度に終えた。その後、平成18年4月に行った教育研究組織の大幅な改組・再編に伴う見直しを行った上、平成19年2月に、歴史都市における21世紀の新しい工科系大学の実現に向けて、施設の効果的運用、都市内で果たす大学キャンパスの役割等に視点を置いた同プランを決定した。
- ② 施設・設備の有効活用の取組
 約1,000㎡の共同利用スペースを活用して、本学の教育改革や学内プロジェクト等を推進することとし、平成18年1月に「共同利用に係る施設の活用に関する基本指針」を定め、共同利用施設の有効な利用を図った。平成18年度には、改修を終えた施設の2棟を共同利用スペースとして確保し、1棟は、教育研究プロジェクト等に年限を付して貸与する教育研究プロジェクトセンター棟とし

た。もう1棟は、総合研究棟とし、研究内容、研究目的、研究計画の妥当性などについて審査の上、利用者を決定し、時限を付して貸与している。

また、本学では、各種測定・分析機器等を集中管理し、学内における教育研究の共同利用に供するとともに、計測・分析技術の研究開発等を行う「機器分析センター」を設置し、設備の有効活用を進めているところであるが、平成17年12月には、全学レベルの計画的・継続的な設備の整備を図るため、「設備整備に関する基本計画（設備マスタープラン）」を策定し、次期調達設備の選定ルール、共同利用設備の維持管理体制の明確化などを定めた。

③施設維持管理の計画的実施

建物及びその付帯施設の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、平成16年7月に「京都工芸繊維大学施設維持保全計画」を策定した。同計画では、快適で魅力のあるキャンパスを維持するための点検等に係る業務の実施体制並びに実施要領を定めており、定期的に点検を実施し、点検結果による改修計画を立てて緊急度に応じて改善工事を実施している。

④省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

本学では、平成15年9月に、学生を含めた全学的な取り組みとしては理工系大学では全国で初めて、環境の国際標準規格ISO14001を取得し、環境汚染の予防、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に取り組んでいる。平成18年度には、教育研究組織の改組・再編に伴い環境マネジメントシステム体制を見直し、同年9月に維持審査に合格した。

さらに、ISO活動と連携し、「環境施設委員会」において具体的な省エネルギー推進方策とその判断基準を明記した「エネルギー管理標準」を策定し、省エネルギー活動を推進している。

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

①災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備

労働安全衛生、防犯・防災、施設・設備、学生の事故・不祥事等、入試業務、職員の事故・不祥事、セクハラ等の人権侵害、情報セキュリティなどに係る安全管理・危機管理に対応するため、役員会を「危機管理統括」及び「対策本部」とし、全学をカバーする安全管理・危機管理態勢を整備して、総合的なリスクマネジメントを行っている。

また、職員、学生の健康及び安全に関する事項については、平成16年度に設置した「安全管理センター」を中心に取り組んでおり、平成19年3月には、本学の職員・学生、近隣住民等の安全等に関する危機管理の規則として「国立大学法人京都工芸繊維大学危機管理規則」を整備し、併せて、同規則に基づき、危機管理に関する基本的な指針となる「危機管理指針」、災害が発生した場合の対応について示した「危機対応マニュアル」を制定の上、これらを一体化した「危機管理の手引き」を作成して、教職員に配付した。そのほか、①年2回の安全衛生パトロールにより不適格な事項を改善すること、②廃液処理、化学物質等の管理、防毒マスクの取り扱い等の講習会の開催、③AED（自動体外式除細動器）の使用説明を含めた総合防災訓練の実施、④全学生に対する「安全の手引き」の配布などの取組を通じて、安全管理意識の徹底、事故の防止に努めている。

なお、本学における危険物管理及び取扱、毒物・劇物管理については、消防法

や毒物及び劇物取締法その他の関係法令等に従うほか、それぞれ要項を定めて実施しており、要項に定める受払い簿での管理のほか、ISO14001認証における目標として化学物質管理の徹底を掲げており、その内部監査や認証機関による認証維持審査によって管理状況を確認している。

②研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

一部の大学において、科学研究費補助金等の不正使用などの事例が報告され、国民の期待や信頼を失わせている事態を受け、本学では、科学研究費補助金に関する2度の説明会を開催するとともに、法人が機関として管理する全ての経費の適正な管理を徹底するため、平成19年3月に外部資金の間接経費等を財源とする大学運営管理経費の取扱要領を改正し、検収センター（仮称）設置等の事務処理体制を整備するための環境を整えた。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

①評価結果の法人内での共有や活用のための方策

各年度の業務実績に関する評価結果は、その通知を受けた後に、「国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況」と併せて「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」に報告するとともに大学ウェブサイトを通じて情報を共有している。

②具体的指摘事項に関する対応状況

具体的指摘事項なし

③年度評価での自己評価で「年度計画を十分に実施していない」とした事項に係る取組の改善状況

「年度計画を十分に実施していない」とした事項なし

【平成19事業年度】

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

①施設・設備の有効活用の取組

限られた施設の有効活用を図り、若手研究者等のスペースを確保するため、「施設基準面積の原則」を策定した。これは、公平公正の原則に則った施設利用を実現し、助教、助手に対する研究室、実験室の措置を含め、教員研究室、実験室、ゼミ室などの用途別に、教員の職制毎、学生種毎に一人当たりの基準面積を定めたものである。

②省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

環境負荷低減のための環境マネジメントシステムと環境マネジメントプログラム実行計画書の見直しを図った上、全学的に運用し、平成19年9月にISO14001の更新審査に合格した。また、環境マネジメントプログラムに係る教育研修等、ISO14001の認証継続活動において中心的な役割を担う「環境科学センター」に、専任の教員（准教授）を配置して、同活動の強化を図った。

- 危機管理への対応策が適切にとられているか。
- ① 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況
- 教職員・学生の安全意識の向上を目的に、総合防災訓練（平成19年10月）を実施した。その結果を検証して火災発生時の対応及び非常時用備蓄物品の管理運用体制などを「危機管理の手引き」に加えた。
- また、有機廃液及び無機廃液の処理についての講習、化学物質・高圧ガス・液体窒素等の管理についての講習、防毒マスクの取り扱い講習（平成19年4月）を実施した。
- さらに、事故、災害、不祥事などの不測の事態が発生した場合に、社会への説明責任を適切に果たすため、緊急時における報道機関対応マニュアルを平成19年11月に「広報センター」において定めた。
- ② 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備
- 本学では、引き続き、科学研究費補助金に関する説明会の際に適正な使用について周知徹底するとともに、平成19年7月に財務課内に検収行為（納品等の事実確認）を一元的に行う組織として「検収室」を設置し、研究費の不正使用を防止する体制を整備した。また、教員に発注権限等を付与し会計上の手続きや責任を明確にするとともに、研究費の取扱いに関する学内ルールを体系的に取りまとめた「京都工芸繊維大学における公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を作成し、教職員全員に配布した。平成19年9月には、教職員を対象とした学内説明会と取引業者を対象とした説明会をそれぞれ開催して周知徹底を図り、平成19年10月から本方策の運用を開始した。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
- ① 評価結果の法人内での共有や活用の方策
- 各年度の業務実績に関する評価結果は、その通知を受けた後に、「国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況」と併せて「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」に報告するとともに大学ウェブサイトを通じて情報を共有している。
- ② 具体的指摘事項に関する対応状況
- 具体的指摘事項なし